



歳末の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

本年も一年、大変お世話になりました。皆さま良いお年をお迎えください。

重要情報

1. 30年度税制改正大綱(与党)発表

自民公明連名の税制改正大綱が発表されました。大企業のさらなる給与上げを目指し、賃上げ設備投資をしない会社に税務上のペナルティを与える制度が創設されています。その他、高所得者への増税が目立ちます。

2. 税務手続の電子化促進の議論

政府内で税務手続の電子化推進の議論が着々と進んでいます。電子申告の法人への義務化やできない個人へのペナルティ、年末調整などの手続き書類の電子データ活用による簡略化等が検討されているようです。

3. 空き家管理サービス拡大

空き家管理サービスが広がっているそうです。サービス内容は定期訪問して外壁破損や雨漏りをチェックしたり、郵便物を整理転送する等のもので費用は5千円ほど。空家・空地管理センター、大東建託、ALSOKなど。

元バックパッカー赤羽の旅断(バチ)



【中国・吉林省・長春市】祖父が20歳で渡った1930年代の満洲首都新京は、一旗組の日本人たちの活気に溢れる開拓地でした。街の日本人女性の多くは女給さんや芸者さんで、金さえあれば何でもできたそうです。その陰で、落ちぶれた【清】の残り香が漂っており、富裕層はアヘン館で死なない程度にアヘンにおぼれ、貧困層は禁断症状に苦しみ、月に数名が路地裏で野垂れ死ぬそうです。ラストエンペラーの皇后の悲惨な最期は巷に知れ渡っていました。

☆事務所からの連絡☆

年末調整に引き続き、年明けから給与支払報告、法定調書や償却資産税の申告などが始まりますので、ご準備をお願いいたします。

1月のイベント

- ・(納特分)下期源泉税納付
- ・法定調書、給与支払報告
- ・償却資産税申告
- ・確定申告準備(2月上旬までに資料提出のこと)

税金マメ知識

親が独居していた実家を相続し空き家となったものを譲渡すれば3,000万円控除の特例が使えます。要件が厳しいので整理します。H31.12末までの譲渡限定です。区分所有家屋(二世帯住宅やマンション)は対象外、離れや倉庫とその敷地も対象外、対象譲渡の代金が1億円を超える場合も対象外です。相続税の取得費加算特例との併用は不可。S56.5月以前建築のものは取り壊すか耐震改修が必要ですが、いずれも譲渡日前に済ませます。家屋と土地をセットで相続した人のみ対象のため、兄が家屋と現金と敷地1/2、弟が敷地1/2のみを相続し、兄が取り壊して兄弟揃って敷地を売却したときは、弟は対象外です。

晩酌のじかん

この歳になって、忘年会が楽しいです。一昔前は、「忙しい、気も遣う、金もない」なんてネガティブな思いも少なからず。最近は「皆忙しい、多くを犠牲にして一年の区切りをつけるために割いた時間を自分と過ごしてくれて、有り難い」なんて思えるように。忙しいけど… 楽しいですね。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red